

# 入札される方へ

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、公簿等を閲覧するなどしたうえで、入札してください。見取図・写真等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したもので、縮尺・境界等、実際と異なる場合があります。あくまで参考としてお考えください。
- 2 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。**物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等に対するの明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、買受人に行っていただくこととなります。**  
また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 3 執行機関は、瑕疵担保責任を負いません。
- 4 入札の手続などは、「**公売のしおり**」をご覧ください。
- 5 入札当日は、次のものが必要になりますので、ご持参ください。

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| <b>公売保証金</b>      | 現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限ります）                  |  |
| <b>印鑑</b>         | 個人が入札する場合：本人の認印（スタンプ式のもの不可）<br>法人の代表者が入札する場合：当該法人の代表者印             |  |
| <b>収入印紙（200円）</b> | 入札者が営利法人又は個人で営業者の場合、公売保証金の返還を受ける際に必要です。ただし、公売保証金が5万円未満の場合は必要ありません。 |  |
| <b>その他</b>        | <b>農業委員会等から交付された買受適格証明書</b>  | 公売財産が農地等の場合  |
|                   | <b>委任状及び代理人の印鑑</b>   | 代理人が入札する場合<br><u>※法人の代表権限を有しない方（従業員など）が法人名で入札手続を行う場合も委任状が必要です。</u> |
|                   | <b>共同入札代表者の届出書及び代表者の印鑑</b>   | 共同入札者の中から指名された代表者が入札する場合   |
|                   | <b>法人の登記事項証明書等</b>   | 「公売のしおり」 2（9）参照  |

- 6 直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- 7 物件が多数のため、終了までに時間がかかることがありますので予めご了承ください。